

令和4年度 南河原地区 市民と市長のタウンミーティング

<開催概要>

1. 日時 令和4年5月24日(火曜日)午後6時30分～午後7時20分
2. 場所 南河原公民館ホール
3. 自治会出席者 13人
4. 市側出席者 市長、副市長、総合政策部長、都市整備部長

<要望等回答一覧>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
1-1	<p>【都市計画税について】</p> <p>行田市と南河原村が合併して16年経つが、その間の南河原地区の都市計画税の納税額と、どのくらい南河原地区に使われたのか伺いたい。</p> <p>また、都市計画税はどのような計画で使われるのか。</p>	都市計画課 税務課	<p>合併前の南河原村にも市街化区域はございましたが、都市計画事業を実施しないため、都市計画税は賦課されておりませんでした。</p> <p>平成18年1月1日に行田市と合併し、都市計画税の賦課対象となりましたが、平成22年度までの5年間は、合併特例を適用し、都市計画税を賦課しておりませんでした。</p> <p>平成23年度から0.3パーセントの税率で賦課しており、令和4年度当初賦課額をもとに算出した場合、賦課額は1年間で約1,100万円(免税点未満加味せず)と推計されます。</p> <p>なお、都市計画税は、地方税法の規定により、都市計画法に基づく都市計画事業の費用に充てる目的税であることから、この条件に合致する公共下水道事業会計への繰出金及び都市計画事業として実施した南大通線街路事業の元利償還金に充当しています。</p>

	<p>1-1回答文中に「都市計画事業を実施しないため、都市計画税は賦課されておりませんでした」とあるが、都市計画税は目的税であるので、計画がないのであれば徴収すべきではない。今後、南河原地区でどのような都市計画があるのか。</p>	<p>都市計画課 税務課 (総合政策部長)</p>	<p>制度の説明になりますが、都市計画税は都市計画事業を行っている市町村の市街化区域全体に賦課されるものです。市全体として都市計画事業を実施しているかどうかというところで税の賦課が判断されるものであり、本市も事業を実施していることから、市全体として賦課をしているということになります。</p>
1-2	<p>1-1回答文中に「南大通線街路事業の元利償還金に充当しています」とある。南河原地区とは関係のない事業であるが、どうお考えか。</p>	<p>都市計画課 税務課 (都市整備部長)</p>	<p>都市計画税は、道路や下水などの都市計画施設に対して、都市計画事業を行ったものについて賦課するものです。旧南河原村との合併後は、市域全体を見据えた中で、都市計画区域に都市計画税を賦課しているものなので、ご理解いただきたく思います。</p>
	<p>合併から16年が経過し、地区民としては、何ら変わっていない。むしろ衰退の一端を辿っていくようである。1,100円を10年間で1億1千万円がすでに市に入っている。都市計画がないのに賦課するのはおかしい。今後、南河原地区においてどのような事業を計画しているのか。</p>	<p>都市計画課 (都市整備部長)</p>	<p>現状では、都市計画事業として行っていく事業は計画しておりませんが、都市計画事業として実施していくべきものをそれぞれの地区ごとにおいて計画していきます。</p>

1-3	<p>市民としては、市全体の計画に協力していくことはやぶさかではない。社会インフラ整備には受益者負担が必要という考えは理解している。しかし、1億円以上の都市計画税を納めている南河原地区民としては、どのようなものに受益しているのか納得しがたいものがあるのではないかと。合併からこれだけの年数が経っているのだから、現状報告ではなくそろそろ具体的な説明がほしい。</p>	都市計画課	
2	<p>【平日に開かれる会合について】 ほとんどの会合が平日に行われるので、平日勤務している役員は参加しにくい。</p>	地域活動推進課	<p>行田市自治会連合会が開催する会合や催し物の日程につきましては、当該連合会の役員において決定しているところでございます。</p> <p>市といたしましては、当該連合会の事務局となっておりますことから、今回の御意見を報告するとともに、関係する皆様に参加しやすいような開催方法を当該連合会の役員と協議してまいりたいと存じます。</p>
3	<p>【クビアカツヤカミキリによる被害を受けた桜の木の管理について】 先日、犬塚地区内の農村公園でクビアカツヤカミキリが発見された。同公園は犬塚自治会が農政課から委託をされているが、桜の木の伐採をすることになった場合は、市と当自治会のどちらが費用を負担するのか。</p>	<p>(都市整備部長)</p> <p>【後日回答】 農政課</p>	<p>農村公園の木の伐採などの管理費用については、農政課に確認いたします。</p> <p>この度のクビアカツヤカミキリによる桜の木への被害につきましては、現地を確認し、5月24日(火)に薬剤注入の対応を行いました。今後は、薬剤注入の効果を見極めながら、伐採が必要か検討してまいります。</p> <p>なお、伐採が必要と判断した場合には、市有地であることから市で実施したいと存じます。</p>

4	<p>【防犯カメラの設置について】 南河原地区内に防犯カメラはどの程度設置されているのか。また、必要な個所に今後設置してもらえるのか。</p>	<p>地域活動推進課 (総合政策部長)</p>	<p>現在、何カ所設置されているのかを把握していないため、後日確認してお答えいたします。</p>
		<p>【後日回答】 地域活動推進課</p>	<p>南河原地区内の公共施設は4カ所ありますが、いずれも防犯カメラは現在設置されていません。今後、地域の皆様からのご意見を聞きながら検討してまいります。</p>
5	<p>【道路の通行規制と側溝修繕について】 ①最近、地区内を通行する大型車両が増えた。登下校時が危険である。通行規制などはどうなっているのか。 ②地区内の側溝の傷みが激しい箇所があるため、修繕してほしい。</p>	<p>道路治水課 (都市整備部長)</p>	<p>①例えば学校周辺の通学路などでは規制があります。場所を特定した上で、後日回答いたします。 ②同様に、場所を特定した上で、後日回答いたします。</p>
		<p>【後日回答】 道路治水課</p>	<p>①通行規制については、道路管理者が埼玉県となるので、所管である行田県土整備事務所に要望いたしました。 ②側溝修繕については、「通学路になっていて、側溝の隙間、破損箇所があり、危険である。大型車が頻繁に通過し、側溝の老朽化が著しい」とのことでしたので、生活道路事業評価制度により対応いたします。なお、側溝の破損、隙間等については、早急に補修いたします。</p>

6	<p>【道路の補修について】</p> <p>道路に穴などが空いていた場合、市に連絡をすると数日中のうちに補修をしてくれる。先日、支所から北へ向かう道路でアスファルトが剥がれた箇所(20センチ強の大きさ)があったが、すぐに連絡できずにいた。すると、2日目ぐらいには補修されており、非常に感激した。改めて道路治水課の職員の皆さんにお礼申し上げたい。</p>	<p>道路治水課 (広報広聴課長)</p>	<p>ご連絡をいただき、緊急的に補修が必要なものについては、すぐに補修工事を実施しています。また、常に道路パトロールをしており、気づいたところは対処するようにしています。</p>
7	<p>【道路の延伸計画について】</p> <p>有限会社サノシューから停車場酒巻線まで東へ延びる道路の計画が平成18年度時点であったと認識しているが、その後どうなったのか。</p>	<p>【後日回答】 (道路治水課)</p>	<p>県道行田市停車場酒巻線は県道上中条・斎条線まで開通し、現在は県道羽生妻沼線まで延伸するため測量を実施している状況です。このことから、延伸の計画については整備完了後の交通の動向を見ながら、検討してまいります。</p>